

令和2年度第2回防府市地域福祉協議会以降に協議された意見・回答内容・説明

資料3

◆R2.10.2開催「令和2年度第2回防府市地域福祉推進協議会」での意見

| 質問数 | 計画実施目標 | 計画ページ | 意見 | 10月2日協議会での回答内容 | 11月20日協議会での説明 | 計画ページ |
|-----|--------------------|-------|---|---|---|---------------|
| ① | Ⅲ1(1)社会福祉協議会の基盤強化 | 83 | 福祉の財源確保のため、福祉目的のふるさと納税を計画に追加してはどうか。共同募金についてもテーマ型に募集してはどうか | 福祉目的のふるさと納税の創設については、事業建てや制度設計が必要であるため、ふるさと納税の担当部署との調整協議が必要であると考えます。 | ふるさと納税については、P39「I 1 (2)福祉活動への参加促進」のところに市の取組として「地域福祉への関心喚起も視野に入れ、ふるさと納税等の多様な財源確保について」研究していくことと記載しました。 テーマ型共同募金については、P83「Ⅲ1(1)社会福祉協議会の基盤強化」のところに社協の取組として「共同募金によるテーマ型募金をはじめとした新たな財源確保について」研究していくことと記載しました。 | 39 ・ 83 |
| ② | Ⅱ4(5)安全・安心を守る活動の推進 | 78 | 平常時に、避難行動要支援者名簿を自治会に一度公開して情報を整理する必要があるのではないか。 | 平常時に、避難行動要支援者の名簿を提供するには、個人情報等制度上、自治会と協定を結んでからとなります。 | 自治会などの避難行動要支援者への避難行動要支援者名簿の提供する場合は、その目的や活用について御理解いただき、名簿提供についての協定を締結することとなります。 平常時からの名簿提供については、災害に備える上で重要なことですので、計画の中では、P79に「平常時からの必要な情報の共有等の促進」というかたちで記載しており、自治会との協定の締結を進め、平常時から名簿の提供がてぎるよう取り組んでいくこととしています。 | 78 ～ 79 |
| ③ | Ⅱ4(2)地域での連携の促進 | 84 | 地域・関係・団体等の「開かれた組織運営」について、開かれた組織運営と記載するとクローズされた組織ととらえられる。表現方法を「地域の活動団体（地区社会福祉協議会・地域包括支援センター）と常に連携しながら活動している」という形に変更してはどうか。 | 文言については検討し次回お示しします。 | 「開かれた」という表現は削除し、「自治会は、住民に幅広い地域活動への参加を促していく組織運営に努めます。」と修正します。 | 84 |

| 質問数 | 計画実施目標 | 計画ページ | 意見 | 10月2日協議会での回答内容 | 11月20日協議会での説明 | 計画ページ |
|-----|-------------------------|-------|---|---|--|-------|
| ④ | Ⅱ4(5)安全・安心を守る活動の推進 | 78 | 内田委員の質問避難行動要支援者名簿について。自治会に渡された名簿に自治会加入者でない人がいた場合どう対応されるのか方向性を決めておいていただきたい。⇒市の対応を聞きたい。 | 地域福祉計画書には記載しませんが、担当課に確認をします。 | 避難行動要支援者名簿については、自治会の加入の有無に限らず作成されるものになりますので、自治会の加入の有無にかかわらず、自治会内の住民の対応ということで、対応をお願いしています。 | — |
| ⑤ | Ⅲ4(4)住宅確保要配慮者への支援にかかる連携 | 96 | 県で居住支援協議会が設置されているが、市として今後設立・連携等取り組んでいく予定はあるのか。 | 市への設置については、現在、予定はありませんが、大事な制度ですので、制度の啓発を計画に記載しているところです。 | 計画では、P96に住宅確保要配慮者にかかる市営住宅の配慮と支援、国の住宅確保要配慮者へのマッチング制度である「新たなセーフティネット制度」の啓発について記載しており、引き続き県と連携し取り組んでいきます。 | 96 |
| ⑥ | Ⅱ4(2)虐待防止体制の強化 | 73 | P59の包括的支援体制の整備とリンクするところであり、保育関係(子育て支援センターや母子保健等)の連携についても虐待防止に入るため、書き方を工夫できる場所があればしてみてもどうか。P73の権利擁護も防府市成年後見センターを中核機関とする連携体制が書かれており、そういう機能を果たすところがあれば、検討してみしてほしい。 | 成年後見制度については、中核機関を設置しての連携体制となります。虐待関係については、例えば、児童に関することであれば、子ども相談室や男女間のDV担当などがあり、必要に応じ、それぞれが連携しているところです。 | 計画では、P73Ⅱ4(2)虐待防止体制の強化の実施目標の取組の中に記載のとおり、関係機関との連携のもと速やかに対応していきたいと考えています。 | 73 |

| 質問数 | 計画実施目標 | 計画ページ | 意見 | 10月2日協議会での回答内容 | 11月20日協議会での説明 | 計画ページ |
|-----|-------------------------------|-------|--|--|---|-------|
| ⑦ | Ⅲ4(1)社会福祉協議会の基盤強化(2)地域での連携の促進 | 85 | ここの実施目標計画が、ほかの目標項目と比較してイメージがしづらい。 | わかりやすい表現になるように検討します。 | 目標が、(1)(2)ともに市の事業名となっていました。が、(1)については、「市社会福祉協議会への助成及び活動支援」とし、市としては、市社会福祉協議会への運営費の助成や研修会等の開催や活動PR等にかかる連携を想定し、また、社協の目標としては、人材育成や各団体との連携を強化することとしています。 (2)は「自治会の福祉活動への支援」とし、市や社協と自治会による福祉合同研修会開催など福祉活動への支援を想定しています。 | 85 |
| ⑧ | Ⅱ3(3)相談関係機関との連携 | 65 | 計画に書くということではないが、包括的支援体制を進めていく中で、相談支援包括化推進員とコミュニティ・ソーシャル・ワーカーは非常に重要である。来年度からは、重層的な支援体制といった国のメニューもはじまる。進め方の問題として、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーが、地域の人にしっかり寄り添って、じっくりやっけていかなければ、地域の中での解決していく仕組みづくりにならない。その体制づくりをしっかりとやってほしい。 | 現在、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーは、社協の中に配置されています。また、それとは別に生活支援コーディネーターが、各地域包括支援センターに4人配置されています。計画に記載した「相談支援包括化推進員」により、各センターや関係機関との連携ができるようにしていきたいと考えています。 | 相談支援包括化推進員とコミュニティ・ソーシャル・ワーカーの存在は、計画を推進する中で重要な役割であると考え、計画のP65に地域の相談に関係機関との連携をしっかりと行っていくよう、活動目標として記載し、引き続き、地域での支援体制づくりに取り組んでいきたいと考えています。 | 65 |
| ⑨ | アンケート、座談会の結果 | | アンケートや座談会から出た、交通の問題、住宅の問題、買い物難民の問題等、福祉以外の他部署でおこなれる部分については、この中(計画)に書き込むのではなく、主に別のものがあると考えてよいのか | はい。地域福祉計画と福祉以外のそれぞれの計画等で対応し、進めていくこととしています。 | 地域福祉計画は、地域福祉を進めるにあたり、様々な課題に対する取組を推進するための計画であり、他の部局と連携し、取り組んでいきます。 | |

◆R2.11.2開催「成年後見利用促進検討会」での意見

| 質問数 | 計画実施目標 | 計画ページ | 意見 | 11月2日検討会での回答内容 | 11月20日協議会での説明 | 計画ページ |
|-----|----------------------------|-------|---|---|---|---------|
| ① | Ⅱ4(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 | 70 | 「日常生活自立支援事業」と「地域福祉権利擁護事業」は同じものだが、言葉が混在している。 | 「日常生活自立支援事業」は「地域福祉権利擁護事業」に統一します。 なお、P25にはじめて「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」の記述を載せていますので、「*」をつけ、「地域福祉権利擁護事業」と「日常生活自立支援事業」が同じ事業であることを参考資料として用語解説をしています。 | 「日常生活自立支援事業」は「地域福祉権利擁護事業」に統一しました。 | 70 ～ |
| ② | Ⅱ4(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 | 71 | 市社協の「成年後見制度の利用支援」の枠の中に「後見人支援等」という記述がある。成年後見制度は、手引きには後見人以外にも後見人を含むチームも支援の対象にしている。できれば、「後見人等の支援」とすればカバーできると思うがどうだろうか。 | 市社協の成年後見制度における支援の対象としている「後見人支援等」を「後見人等の支援」に修正します。 | 市社協の成年後見制度における支援の対象としている「後見人支援等」を「後見人等の支援」に修正しました。 | 71 |
| ③ | Ⅱ4(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 | 71 | 市社協の「成年後見制度の利用促進」には、「申立ての支援」をすることが含まれると思う。受任調整には申し立てをサポートするということが含まれていると思うので、「利用促進」と書けば、「受任調整」をするという意味も入ってくるのではないだろうか。 | 「成年後見制度の利用促進」には、「受任調整」だけでなく、「申立ての支援」等も含まれるより広い意味を持つ「利用促進」へ修正します。 | 「成年後見制度の利用促進」には、「受任調整」だけでなく、「申立ての支援」等も含まれるより広い意味を持つ「利用促進」へ修正しました。 | 71 |
| ④ | Ⅱ4(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 | 71 | 防府市成年後見センターは「地域連携ネットワーク」の中核機関であるので、「地域連携ネットワーク」がどういうものか分かるようにしてほしい。 できれば、「地域連携ネットワークを構築して、その後に「成年後見利用促進センター」を設定します。」といった説明や、可能であれば、イメージ図を入れてほしい。 | 防府市成年後見センターは地域連携ネットワークの中核機関であります。本計画では、地域連携ネットワークについての説明として、参考資料に語句説明を掲載し、イメージ図を掲載します。また、高齢者や障害者に対する具体的な内容については、防府市高齢者保健福祉計画、防府市障害者福祉長期計画に記載します。 | 本計画の中に「地域連携ネットワーク」の語句説明をP115に掲載し、イメージ図をP72に掲載しました。 | 72 |

| 質問数 | 計画実施目標 | 計画ページ | 意見 | 11月2日検討会での回答内容 | 11月20日協議会での説明 | 計画ページ |
|-----|----------------------------|-------|---|---|---------------------|-------|
| ⑤ | Ⅱ4(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 | 72 | 市の枠には「市民後見人の養成・支援」という記述があるが、何かイメージがあれば聞かせて欲しい。 | (1)地域福祉権利擁護事業の生活支援員から学んで地域後見人になってもらう。 (2)法人後見人(市社協等)から学んで、その後独り立ちしてもらう。 (3)できれば県社協に研修していただいて、市でフォローするといった支援を考えています。 | | - |
| ⑥ | Ⅱ4(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 | 72 | (1)「市民後見人の養成・支援」がイメージ図の中ではイメージしにくい。「市」と中核機関とは協働していることになっている。構図だけ見れば、市は「申し立て」だけをするイメージに見える。 (2)一番上に市民・家族・後見人になっているが、矢印が「申立」になっているのはどうだろうか。普通は後見人ではなくて本人ではないのか。別の丸があって、そこを支援するといった方がよいのではないだろうか。 | 分かりやすいイメージ図にします。 | わかりやすいイメージ図に変更しました。 | 72 |
| ⑦ | Ⅱ4(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 | 70 | 中核機関の3つの機能があると思う。1つ目は全体の進行管理を行なう司令塔。2つ目は計画の中には協議会という表現はないが、センターの運営を評価する機能であるとか、協議会なるものが運営したりチェックする機能。3つ目は、専門的判断をするための進行管理機能。 社協と市の役割分担をする中で中核機関ではどういう振り分けを想定しているのか。 | 現時点では、協議会の設置・運営・評価については市が実施する予定です。 | | - |

| 質問数 | 計画実施目標 | 計画ページ | 意見 | 11月2日検討会での回答内容 | 11月20日協議会での説明 | 計画ページ |
|-----|----------------------------|-------|--|---|--|-------|
| ⑧ | Ⅱ4(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 | 70 | <p>・地域福祉計画の中に入れ込むと、どうしても「利用促進」というところが、あまり強調されない。P70ページ以降に多く書かれていると思うが、「実施目標(1)権利擁護体制の充実」の大項目や、その下の小項目とかで「成年後見制度の利用促進」ということを明記した方が分かりやすいのではないか。</p> <p>・P70からの記述は、福祉計画の実施目標の一つが成年後見制度の利用促進ということではないかと思う。個別の計画に入れるということはそうだと思うが、そうとしても、実施目標のひとつが「成年後見制度の利用促進」ということではないかと思う。</p> <p>章立てを増やすということではなく、例えば、実施目標(1)権利擁護体制の充実を「後見制度の利用促進」と言えばよいのではないだろうか。その後に書かれているのが、成年後見制度の利用促進の記述であるので。散らばっているとしても、どこが成年後見制度の利用促進についてはっきりわかった方がよいと思うがどうだろうか。</p> | <p>成年後見制度利用促進計画は、地域福祉計画に包含はしていますが、高齢者や障害者に対する具体的な内容については、防府市高齢者保健福祉計画、防府市障害者福祉長期計画に記載します。</p> <p>防府市地域福祉計画においては、「成年後見制度利用促進」について「見出し」として記載できないか検討します。</p> | <p>成年後見利用促進がどこに記載しているかがはっきりわかるように、P70の「実施目標(1)権利擁護体制の充実」を「実施目標(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進」に変更します。</p> | 70 |
| ⑨ | Ⅱ4(1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 | 71 | <p>市が、中核機関を設置し、受託するのが市社協であるということなので、P71に記載している「市社協」と「市」の順番は逆にした方が分かりやすいのではないのでしょうか。</p> | <p>全ての構成が、住民、地域・関係機関・団体等、市社協、市となっているため、順番はこのままとします。</p> | <p>構成上、記載の順番はそのままにします。</p> | 71 |